

○潟上市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の運用基準及び費用を定める要綱

平成29年3月13日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、潟上市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年潟上市告示第22号。以下「実施要綱」という。）第4条に規定する、第1号介護予防支援事業の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ニに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 第1号介護予防支援事業の実施については、法第115条の46第2項の規定により設置された地域包括支援センターに配置されている保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等のほか、介護支援専門員等の指定介護予防支援業務を行っている職員により実施するものとする。

2 地域包括支援センターは、第1号介護予防支援事業を指定居宅介護支援事業所に委託し、当該事業所の介護支援専門員に行わせることができるものとする。

(実施の視点等)

第3条 第1号介護予防支援事業は、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から、必要な援助を行う。さらに、サービス利用を終了した場合においても対象者のセルフケアとして習慣化され、継続される必要があるため、対象者が主体的に取り組めるように働きかけるとともに、知識や技術の提供によって対象者自身の能力が高まるような支援を行う。

(第1号介護予防支援事業の類型)

第4条 第1号介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメントの類型は、次のとおりとする。

(1) ケアマネジメントA

ケアマネジメントAは、実施要綱第4条に規定する訪問型・通所型サービス、訪問型・通所型サービスA及びCの利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行い、かつ、月の末日において実施要綱第8条に規定する介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（以下「届出書」という。）が市に提出されている介護予防

支援事業所について算定するものとする。

(2) ケアマネジメントB

ケアマネジメントBは、実施要綱第4条に規定する事業のうち委託や補助で実施されるサービスの利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行い、かつ、月の末日において届出書が市に提出されている介護予防支援事業所について算定するものとする。ただし、ケアマネジメントA及びケアマネジメントCを算定している場合は、算定しない。

(3) ケアマネジメントC

ケアマネジメントCは、実施要綱第4条に規定する事業のうち補助や助成で実施されるサービス又は一般介護予防事業などのサービスの利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行い、かつ、月の末日において届出書が市に提出されている介護予防支援事業所について算定するものとする。ただし、初回の1月のみの算定とし、ケアマネジメントA及びケアマネジメントBを算定している場合は、算定しない。

- 2 初回加算は、新規に介護予防ケアマネジメントを行った場合に算定するものとする。ただし、ケアマネジメントCを算定している場合は、算定しない。
- 3 委託連携加算は、介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合に、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として算定するものとする。

(費用の額)

第5条 第1号介護予防支援に要する費用の額は、別表に規定する単位数に、1単位の単価を乗じて得た額とする。

(1単位の単価)

第6条 前条に定める1単位の単価は、10円とする。

(介護予防ケアマネジメントの実施)

第7条 第1号介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメントの実施について必要な事項は、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年6月5日老振発0605第1号厚労省老健局振興課長通知）で定めるところによる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月2日告示第59号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第62号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第87号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第110号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係） 介護予防ケアマネジメント費単位数表

名称	1月あたりの単位数
ケアマネジメントA	442単位
ケアマネジメントB	215単位
ケアマネジメントC	300単位
初回加算	300単位
委託連携加算	300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。